

---

# 平成28年第2回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

---

平成28年6月3日(金)

---

## 1. 議事日程第1号

平成28年6月3日(金) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
  - 第 3 議長の諸般の報告
  - 第 4 議案の上程(議案第62号から議案第77号、報告第1号)
  - 第 5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
  - 第 6 請願並びに陳情の上程(請願1件、陳情1件)
  - 第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 第 8 質疑・討論・採決  
(専決12件)
- 

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
  - 日程第 3 議長の諸般の報告
  - 日程第 4 議案の上程(議案第62号から議案第77号、報告第1号)
  - 日程第 5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
  - 日程第 6 請願並びに陳情の上程(請願1件、陳情1件)
  - 日程第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 日程第 8 質疑・討論・採決  
(専決12件)
- 

出席議員(14名)

1 番 松 下 善 法

2 番 大 野 元 秀

3 番	小 幡 幸 範	4 番	松 本 真由美
5 番	中 尾 拓	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	宿 利 忠 明
9 番	石 井 龍 文	10 番	河 野 博 文
11 番	高 田 修 治	12 番	藤 本 勝 美
13 番	繁 田 弘 司	14 番	秦 時 雄

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	帆 足 浩 一	議事係 長	山 本 恵一郎
-------	---------	-------	---------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総 務 課 長	穴 本 芳 雄	まちづくり 推 進 課 長	村 木 賢 二
法制室 長		環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
総合戦略室長	衛 藤 正	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
税 務 課 長	石 井 信 彦	建設水道課長	梅 木 良 政
住 民 課 長	衛 藤 善 生	商工観光振興 課 長	中 島 圭 史
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	湯 浅 詩 朗	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
会計管理者兼 会計課 長	本 松 豊 美	学校教育課長	佐 藤 貴 司
教育総務課長兼 新中学校開校 推進室 長	長 尾 孝 宏	監 査 委 員	河 野 好 美
社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一		
総 務 課 長	和 田 育 男		
行 政 係 長			

---

上 程 議 案

議案第62号	専決処分の承認を求めることについて（その1） 玖珠町税条例等の一部を改正する条例について
議案第63号	専決処分の承認を求めることについて（その2）

	玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第64号	専決処分の承認を求めることについて（その3） 玖珠町固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
議案第65号	専決処分の承認を求めることについて（その4） 玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について
議案第66号	専決処分の承認を求めることについて（その5） 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
議案第67号	専決処分の承認を求めることについて（その6） 平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）
議案第68号	専決処分の承認を求めることについて（その7） 平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第69号	専決処分の承認を求めることについて（その8） 平成27年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
議案第70号	専決処分の承認を求めることについて（その9） 平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第71号	専決処分の承認を求めることについて（その10） 平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第72号	専決処分の承認を求めることについて（その11） 平成27年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第73号	専決処分の承認を求めることについて（その12） 平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第74号	玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第75号	玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について
議案第76号	平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）
議案第77号	平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
報告第1号	平成27年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書について

---

午前10時00分開議（開会）

○議長（秦 時雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の持ち込みは禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いします。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

執行部につきましては、渡辺わらべの館館長兼久留島武彦記念館開設室長、病気療養のため、欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成28年第2回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 時雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において

6番 中 川 英 則 君

8番 宿 利 忠 明 君

の2名を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（秦 時雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長河野博文君。

○議会運営委員長（河野博文君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の協議結果について御報告をいたします。

平成28年第2回玖珠町議会定例会の開会に当たり、去る5月27日に議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程及び議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日6月3日から6月24日までの22日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の承認を求める案件12件、条例の一部改正案件1件、指定管理者の指定案件1件、平成28年度一般会計補正予算案件1件、平成28年度特別会計補正予算案件1件の16議案と平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告案件1件であります。

なお、議案第62号から議案第73号までの12議案は、専決処分の承認を求める案件であります。議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程で質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

また、今議会に2月25日以降受理した請願及び陳情については、請願1件、陳情1件が提出されております。

次に、本定例会の一般質問は3名であります。したがって、20日の1日間の日程といたします。

なお、今会期中に追加議案が予定されている旨の報告を受けています。何とぞ本定例会の慎重なる御審議と議会運営に格段の御配慮を承りますようお願い申し上げます。

最後に、町議会では10月31日までをクールビズ期間としてノーネクタイ対応となっております。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（秦 時雄君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日6月3日から6月24日までの22日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日6月3日から6月24日までの22日間と決定いたしました。

### 日程第3 議長の諸般の報告

○議長（秦 時雄君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

報告を行う前に、4月14日、16日に熊本県を震源に発生しました平成28年熊本地震の震災により亡くなりました多くの皆様に御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧と復興をお祈りいたします。

諸般の報告をいたします。

去る5月16日、平成28年第1回日田玖珠消防議会臨時会が開会され、消防ポンプ自動車の購入契約案件について審議し、いずれも全会一致で承認されました。

また、議会閉会后、平成28年度日田玖珠議長会総会が開催され、平成27年度事業報告及び決算報告並びに平成28年度事業計画案及び予算案が協議され、いずれも承認されました。

なお、今年度の研修会の開催地は当町となっておりますので、御協力をお願いいたします。

5月24日には、大分県町村議会議長会役員会が日出町で開催され、前副会長の熊谷日出町議会議長の退任に伴い、役員改選が行われ、新副会長に同じく日出町議会議長の白水議長が就任しました。

その後、平成28年度研修日程等について協議し、いずれも承認されました。今後の議長会の運営に引き続き御協力願います。

5月30日、31日の2日間かけ、平成28年度町村議会議長・副議長研修会が東京の中野サンプラザ

で開催され、「地方議会の役割と改革の行方―「住民自治の根幹をなす議会」の作動―」と題して、山梨学院大学法学部教授・大学院研究科長、江藤俊昭氏の基調講演や議会改革に取り組まれている町議会議長の講演があり、意義深い研修となりました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 議案の上程（議案第62号から議案第77号、報告第1号）

○議長（秦 時雄君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第62号から議案第77号までの16議案及び報告案件1件について、一括上程したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第62号から議案第77号までの16議案と報告案件1件につきまして、一括上程することに決定いたしました。

#### 日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明

○議長（秦 時雄君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに提案理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 改めまして、おはようございます。

平成28年第2回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず御参集を賜り、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、諸般の報告と提案いたします議案につきまして御説明を申し上げ、議員各位の御理解をお願いする次第でございます。

諸般の報告の前に、今回の熊本地震により亡くなられた多くの方々の御冥福と被災された皆様の一日も早い復旧・復興を心からお祈りするとともに、お見舞いを申し上げます。

まず、その熊本地震の玖珠町の状況について御報告いたします。

去る4月14日午後9時26分、熊本地方を震源とする地震、前震が発生いたしました。熊本市では震度7という大変強い地震で、玖珠町では震度3でした。さらに、4月16日午前1時25分、同じく熊本地方を震源とする地震、本震が発生いたしました。熊本市では前震と同じく震度7で、熊本市内を初め大分県内でも大きな被害が出ております。

本震の際、玖珠町では震度5弱という、これまでに経験したことのない震度を観測いたしました。午前2時20分、玖珠町災害対策本部を設置し、被害状況について消防団による情報収集を行い、避難者に対する避難所の開設を行いました。玖珠町では人的被害はございませんでしたが、家屋の一部損

壊、道路への落石、飲料水の濁りなどの被害を受け、また伐株山頂では約200メートルの亀裂のほか、山腹に落石が発生いたしました。また、町内の数店舗では、食品類などの商品が落下、破損する被害も発生しました。

道路については、応急復旧を行い、飲料水の濁りによる給水要請に対しては、自衛隊への災害派遣要請を行い、給水活動を行っていただき、自衛隊による給水支援終了後は、職員による給水支援を実施いたしました。また、余震に対する自主避難者に対し、避難所を開設し、支援対応を行いました。ピーク時には、避難所12カ所合計で562名の方が避難されました。

4月16日の災害対策本部設置から、24時間体制で避難所確保、避難者支援、給水支援などの対応を実施してまいりましたが、その後の余震の減少に伴い、13日後の28日、災害対策連絡室を解散したところでございます。

近隣自治体への支援といたしましては、九重町、小国町、南阿蘇村へ飲料水を提供、また人的支援といたしまして、由布市、南阿蘇村への職員派遣を現在も続行しています。

今回の熊本地震では、非常に可能性が低いと思いましたが、別府万年山断層帯でもし地殻変動が起きた場合を考慮し、童話祭実行委員会での検討の結果、災害を最大限予防する観点から、日本童話祭を初めて中止することが決定されました。あわせて、全国児童・生徒俳句大会表彰式、少年スポーツ大会の一部などの童話祭関連行事も中止されました。余震の続く中での被災の回避、安全確保のため、やむを得ない決断であったと考えております。地震の一日も早い終息を願い、来年の盛大なる日本童話祭の開催と子供たちの笑顔を期待したいと思っております。

これ以降は、時系列により御報告申し上げます。

最初に、地域おこし協力隊について御報告申し上げます。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化などの進む地方で、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、定住、定着を図り、地域力の維持や強化を進める制度でございます。玖珠町においても4月より地域おこし協力隊員の受け入れを実施し、これまで、大阪府出身の女性1人、滋賀県出身の男性1人、東京都出身の男性1人の計3名を受け入れ、現在、道の駅童話の里くすを中心にして農業の研修をしていただいております。協力隊員の皆さんは、強い覚悟を持って玖珠町にお越しいただいておりますが、知り合いも親戚もない玖珠町で、文化も価値観も違う彼らの熱い思いを生かせるかどうかは、私たち玖珠町民次第だと思っております。議員各位におかれましても御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、春の褒章について御報告申し上げます。

去る4月29日、昭和の日に発令されました春の褒章でございますが、本町から大字日出生在住、衛藤昇氏と大字大隈在住、坪井昭徳氏の御両名が黄綬褒章、藍綬褒章をそれぞれ受章されました。衛藤昇氏は長年の畜産精励に対する褒章であり、また、坪井昭徳氏は長年の消防功績に対する褒章でございます。お二人の受章は、玖珠町にとっても大変名誉なことであり、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに心からお喜び申し上げます。

次に、高齢者支援事業について御報告いたします。

5月1日から受け付けを開始いたしました高齢者の外出支援事業は、5月末現在で対象者の59%、1,633人にバス・タクシー券、1人当たり8,000円になりますけれども、交付をいたしました。また、5月20日から受け付けを開始いたしました年金生活者等支援臨時福祉給付金、これは1人3万円でございますけれども、5月末現在で対象者の56%、1,438人が手続を終了したところでございます。なお、外出支援事業は来年2月まで、年金生活者等支援臨時福祉給付金は8月までの受け付けとなっております。

次に、農業への新規参入企業について御報告申し上げます。

5月9日、株式会社くしふるの大地が、大字戸畑への進出を発表し、大分県知事立ち会いのもと、町と相互協力協定を締結いたしました。株式会社くしふるの大地は、ラーメン店博多一風堂を国内外に出店する力の源カンパニーの子会社で、県内では既に竹田市と豊後大野市に農場を持ち、キャベツやトマトなど約15品目を栽培する会社でございます。

本年度より、農地中間管理事業を活用し、約2.8ヘクタールの農地で、水稲や白ネギの栽培を行い、雇用の創出、新規就農研修や農産物のPRなど、地域農業活性化への貢献が期待されます。

次に、道の駅慈恩の滝くすについて御報告申し上げます。

5月10日、国土交通省より道の駅慈恩の滝くすの登録が認定されました。今回の登録により、全国の道の駅は1,093カ所、大分県では24カ所となりました。施設は、玖珠産木材をふんだんに利用した木の香りの漂う施設となっております。

今回の整備により、長年にわたる町民の方々の御要望でございました慈恩の滝周辺にトイレと駐車場が整備できました。御協力いただいた関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。現在、開業に向けた準備が進んでおりまして、7月21日には竣工式、7月23日にはグランドオープンの予定となっております。

慈恩の滝と道の駅の相乗効果により、玖珠町の知名度をさらに上げることを目的に命名いたしました道の駅慈恩の滝くすは、玖珠町の西の玄関口としてのさまざまな情報発信の拠点として、また周辺地域の農業振興、健康福祉の増進、雇用の促進、名水百選、棚田百選に選ばれた地元の水や米を使用した商品の開発、販売等、地域振興の拠点として活用したいと考えております。

また、玖珠町グランドデザイン事業といたしまして、水戸岡鋭治氏のデザインによる伐株山山頂の展望休憩舎、通称きりかぶハウスが完成いたしました。あわせて、一般社団法人くすみちが運営するサービスカーを国の交付金を活用して導入・整備し、きりかぶハウスの前で飲食提供サービスを開始いたしました。機関庫、森の町並みなどと並び、玖珠町の新たな観光拠点の一つとして、町内における滞在型観光プログラムが構築できることと思っております。

同じく、水戸岡鋭治氏のデザインにより、「歴史とあそぶ・まなぶ・たのしむ」をコンセプトに、平成27年11月8日にオープンしました豊後森機関庫ミュージアムの入館者が、5月31日、1万人を突破しました。当日、1万人突破セレモニーを行い、1万人目となった入館者の方に水戸岡鋭治氏の制

作したデザイン画や機関庫ミュージアムグッズ等をプレゼントさせていただきました。

次に、万年山山開きについて御報告申し上げます。

5月29日の日曜日、第67回万年山山開きは、あいにくの雨天のため、玖珠川河川敷において、関係者出席のもと、安全祈願の神事のみがとり行われました。

次に、町立幼稚園の再編について御報告申し上げます。

教育委員会は、平成18年7月に町立幼稚園再編計画を策定し、その中で、町立幼稚園の適正規模及び社会情勢等を考慮し、将来的には官から民への方向性も視野に入れていくと決めました。具体的には、入園児数が2カ年連続して1学級定員30名の過半数に満たない町立幼稚園は、次年度から募集を停止するというものであります。これにより、八幡幼稚園が平成19年度より休園となっております。

今年度、町立北山田幼稚園の入園者が2年連続して定員の過半数を割り込んでおり、来年度、平成29年度から募集を停止し、休園になることを教育委員会でも確認しているところでございます。

御案内のとおり、昨年4月に施行した子ども・子育て支援制度の中で、町内の認可保育園は認定こども園となり、これまでの幼稚園が担っていた就学前教育を制度上担えることになりましたので、平成29年度以降は、北山田幼稚園に隣接する私立の認定こども園が、そのニーズの受け入れ先になると考えております。

また、休園後の幼稚園の跡地も、本年度から始まりました北山田地区の学童保育事業の安心・安全な小学生の居場所として活用されることになっております。

なお、この件につきましては、今度、北山田地区で説明会等を実施いたしまして、北山田幼稚園の休園に対する地域の不安を解消してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

最後に、町立学習塾の検討について御報告申し上げます。

幼児教育から高校教育まで、一貫性を持った教育システムの構築の一環として、町内の高校、県立玖珠美山高等学校を存続していくための施策検討に関する御報告でございます。

御案内のとおり、県立玖珠美山高校の支援につきましては、昨年度より九重町と合わせて年間1,000万円、玖珠町が600万円、九重町が400万円を拠出して、同校の魅力を高めるため、進学に強い、就職に強い、部活動が活発という3つの活動を中心に助成しております。

しかしながら、玖珠美山高校の入学者は、昨年の開校から2年連続して定員に届いておらず、郡内の中学生の普通科志望者が郡外の高校に進学する状況があるため、美山高校への進学率も中学校卒業生の半数に満たない状況になっております。

玖珠美山高校の定員割れがこのまま続けば、学級数の減や分校化、最終的には郡内から高校がなくなることも考えられます。地元の県立高校を存続させていくことは、郡内の子供たちの高校教育の場を保障することにとどまらず、特に高校が立地している当町にとっては、定住人口対策、企業立地など、あらゆる分野でのまちづくりの前提条件となるものであり、大きな意義を持つものと考えております。

こういう状況を受け、全国での地元高校を守るための先進的な取り組みを調べたところ、北海道の

足寄町で、昨年から地域の高校生のために町営による学習塾を設置した結果、高校の入学者の増と卒業生の国公立大学等への進学で効果が上がっていることを知り、5月下旬に行政視察に行かせていただきました。

足寄町では、道立足寄高校の生徒を対象に町営塾を設置し、塾専門業者に委託する形で運営を行っており、職員2名という合理的でスマートな運営形態を視察いたしました。また、何より塾で学ぶ高校生の明るい表情と子供を預ける保護者の信頼を現地に行き行って感じることができました。

この事業を町内で実施するかどうかについては、まだまだ多くの課題もございますが、今後、課題の整理など、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わり、引き続き、今期定例会に御提案申し上げます専決処分案件12件、条例の一部改正案件1件、指定管理者の指定案件1件、補正予算案件2件、報告案件1件について、順を追って提案理由の説明を申し上げます。

別冊の議案集1ページをお開きください。

議案第62号は、専決処分の承認を求めることについて（その1）、玖珠町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が、平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）は平成29年4月1日）から施行されたことに伴い、提出するものでございます。

具体的な改正項目は、（1）法人税率割の税率改正、（2）軽自動車税の環境性能割・種別割の法規定の新設による規定の新設であり、また、附則の改正項目は、（1）わがまち特例の割合を定める規定の新設などでございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の1ページ目から30ページにかけまして、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので、御参照してください。

議案集の14ページをお開きください。

議案第63号は、専決処分の承認を求めることについて（その2）、玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、前の議案第62号と関連したもので、関係法令、施行令等の一部を改正する等の政令、法令施行規則等の一部を改正する省令及び施行規則の一部を改正する等の省令の公布及び施行に伴い、提出するものでございます。

具体的には、改正項目（1）は課税限度額の引き上げ、（2）は減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

なお、上程議案の参考資料集31ページから34ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますの

で、御参照してください。

議案集16ページをお開きください。

議案第64号は、専決処分の承認を求めることについて（その3）、玖珠町固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、地方税法に基づき、固定資産評価審査委員会の審査の手續等に関して規定している玖珠町固定資産評価審査委員会条例について整備を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正点は、文言の修正でございます。

また、本年3月の第1回玖珠町議会定例会で議決をいただきました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に、適用区分に関する附則を1項加えるものでございます。

なお、上程議案の参考資料集35ページから36ページに關係条例の新旧対照表を記載しておりますので、御参照してください。

議案集18ページをお開きください。

議案第65号は、専決処分の承認を求めることについて（その4）、玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置が行われる場合等を定める省令について、適用期間の延長が行われたため、提出するものでございます。

具体的には、同意集積地域における固定資産税の課税免除の期限が平成28年3月31日から平成29年3月31日に1年延長されるものでございます。

同意集積区域とは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）に規定する大分県の同意基本計画において定められる区域でございます。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の37ページに關係条例の新旧対照表を記載しておりますので、御参照してください。

議案集の20ページをお開きください。

議案第66号は、専決処分の承認を求めることについて（その5）、損害補償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

本議案は、平成28年3月3日、町道長野本線を和解の相手方である玖珠町大字塚脇855番地の5、佐藤武彦氏が運転する自動車が通行中に、道路側溝屈折部分に設置している縞鋼板が前方車輪の走行によりはね上がり、後方車輪側面に接触し、自家用車後方車輪の一部を破損させたことによる損害賠償による和解及び損害賠償額の決定を行うものでございます。

なお、該当車両は自家用貨物軽自動車（バン）で、破損したタイヤ1本を交換したものでございます。

議案第67号から議案第72号の6議案は、平成27年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（その6からその11）でございます。

議案集の21ページから26ページまでが上程議案となっております。なお、補正予算書は別冊となっております。6冊に分かれております。後ほど補正予算関係といたしまして一括して説明させていただきます。

議案集の27ページをお開きください。

議案第73号は、専決処分の承認を求めることについて（その12）、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

この議案も予算書は別冊となっております。

説明は後ほど補正予算関係で一括してさせていただきます。

議案集の28ページをお開きください。

議案第74号は、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本議案は、年々増加する保険給付費と被保険者の減少による保険税収入の低下により生じる財源不足に対応し、また、平成30年度の国民健康保険事業の広域化に向けて税率の改正を行い、国民健康保険財政の健全化を図るため、提出するものでございます。

具体的な改正内容は、（1）被保険者に係る資産割額を全て廃止、（2）国民健康保険の被保険者に係る所得割額を100分の9.5から100分の9.85に改定、（3）被保険者に係る被保険者均等割額を2万5,500円から2万8,000円に改定する。（4）被保険者に係る世帯別平等割額を2万5,000円から2万6,000円に改定。また、特定世帯については1万2,500円から1万3,000円に、特定継続世帯につきまして1万8,750円から1万9,500円に改定、（5）被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を100分の2.4から100分の2.8に改定、（6）被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を7,000円から8,100円に改定、（7）被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を6,000円から6,800円に改定、（8）介護納付金課税被保険者に係る所得割を100分の2.2から100分の2.3に改定、（9）介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を5,400円から5,500円に改定などでございます。また、（10）の国民健康保険税の減額の関係につきましてもは、黄色の表紙の上程議案の参考資料集45ページから48ページの玖珠町国民健康保険税条例の新旧対照表をごらんください。

今回の税率の改正では、玖珠町の国民健康保険加入者約4,800人全体で、年間に約3,000万円の保険税の増を見込んでおります。

黄色の表紙の上程議案の参考資料集の38ページから49ページに条例の新旧対照表を掲載していますので、御参照してください。

議案集31ページをお開きください。

議案第75号は、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、本年3月の平成28年第1回玖珠町議会定例会で議決をいただきました玖珠町道の駅慈恩の滝くすの設置及び管理に関する条例の制定に関したもので、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの管理を行う指定管理者を一般社団法人くすみちに指定するため、上程するものでございます。

指定期間は、平成28年7月1日から平成29年3月31日まででございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の50ページから52ページに、玖珠町道の駅慈恩の滝くす並びに一般社団法人くすみちの概要を掲載しておりますので、御参照してください。

議案集の32ページをお開きください。

報告第1号は、平成27年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度玖珠町一般会計繰越明許費の繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

議案集の33ページから34ページに一覧表を掲載しておりますので、ごらんください。

内容につきましては、社会保障・税番号システム整備事業など17件で、翌年度繰越額の合計は4億5,923万6,000円となっております。

次に、専決した予算関係の議案について説明申し上げます。

いずれの議案も予算書は別冊となっております。

議案第67号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算書（第8号）をごらんください。

まず、1ページでございます。

平成27年度一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,378万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ88億4,172万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、次世代教育環境整備基金への積み立て1億円、歳入における財政調整基金などの繰り入れの減額調整、各事業決算見込みによる減額などが主な内容でございます。

9ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、B&G海洋センター施設管理費の追加と伐株山休憩舎整備事業を増額したものでございます。

10ページをお開きください。

第3表地方債補正につきましては、事業費の確定などにより限度額を変更したものでございます。

続きまして、歳入の補正について、主なものを御説明申し上げます。

予算書の15ページをお開きください。

6款1項1目地方消費税交付金でございますが、決算見込みによりまして3,339万円の増額、補正後の額は3億1,859万円でございます。

16ページをお開きください。

11款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税と特別交付税を増額するもので6,088万6,000円の増額、補正後の額は31億968万6,000円でございます。

19ページをお開きください。

15款1項1目民生費国庫負担金でございますが、障害者医療給付費の決算見込みに対する国庫負担金の減額などによりまして1,451万2,000円の減額、補正後の額は5億1,991万4,000円でございます。

20ページをお開きください。

15款2項2目民生費国庫補助金でございますが、社会福祉費にある臨時福祉給付金補助金の決算見込みに対する減額などによりまして1,050万8,000円の減額、補正後の額は4,126万9,000円でございます。

22ページをお開きください。

16款1項1目民生費県負担金でございますが、障害者医療給付費の決算見込みに対する県負担金の減額などによりまして704万6,000円の減額、補正後の額は3億2,827万1,000円でございます。

23ページをごらんください。

16款2項5目農林水産業費県補助金でございますが、強い農業づくり交付金や担い手確保・経営強化支援事業などの減額によりまして6,186万1,000円の減額、補正後の額は4億2,838万3,000円でございます。

24ページをお開きください。

16款2項10目災害復旧費県補助金でございますが、決算見込みによりまして787万1,000円の減額、補正後の額は1,241万2,000円でございます。

26ページをお開きください。

19款1項1目繰入金でございますが、財政調整基金や童話の里元気プロジェクト支援基金、その他の特定目的基金の減額などによりまして1億3,674万7,000円の減額となり、補正後の額は2億2,603万9,000円でございます。

27ページをごらんください。

21款5項4目学校給食費納付金でございますが、決算見込みによりまして678万4,000円の減額、補正後の額は6,711万5,000円でございます。

28ページをお開きください。

22款1項8目教育債でございますが、新設中学校建設事業の決算見込みに対する町債の減額などによりまして810万円の減額、補正後の額は1億3,930万1,000円でございます。

次に、歳出でございますが、歳出の補正につきましては、事業費の確定や基金への積立金が主なものでございます。

29ページをごらんください。

2款1項1目一般管理費1,090万8,000円の減額につきましては、執行額の確定などによるものでございます。

2款1項3目財産管理費901万4,000円の減額につきましては、30ページにございます工事請負費の減額などが主なものでございます。

2款1項6目電子計算費1,111万6,000円の減額につきましては、社会保障・税番号システム整備費などの決算見込みに対する減額でございます。

31ページをごらんください。

2款1項8目地域づくり推進事業費1,033万7,000円の減額につきましては、32ページにございます

人材育成基金事業助成金の減額や童話の里コミュニティ推進事業補助金の減額などが主なものでございます。

33ページをごらんください。

3款1項3目障害者福祉費4,408万4,000円の減額につきましては、障害者医療給付事業などの決算見込みに対する減額でございます。

34ページをお開きください。

3款1項9目臨時福祉給付金事業費863万6,000円の減額につきましては、決算見込みに対する減額でございます。

36ページをお開きください。

3款3項2目児童措置費1,591万3,000円の減額につきましては、施設型給付費などの決算見込みに対する減額でございます。

3款5項1目介護保険費588万5,000円の減額につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

37ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費1,952万8,000円の減額につきましては、妊婦健診委託料の減額や38ページにございます簡易水道特別会計への繰出金の減額などが主なものでございます。

4款1項2目予防費514万4,000円の減額につきましては、予防接種費手数料の減額などが主なものでございます。

4款2項3目し尿処理費578万1,000円の減額につきましては、合併処理浄化槽設置整備補助金の決算見込みに対する減額でございます。

39ページをごらんください。

6款1項3目農業振興費6,052万4,000円の減額につきましては、担い手確保・経営強化支援事業補助金の減額や農業参入企業施設等整備補助金の減額などが主なものでございます。

42ページをお開きください。

8款土木費1,611万2,000円の減額につきましては、主に各事業費の決算見込みによるものでございます。

47ページをお開きください。

10款3項4目新設中学校建設事業630万円の減額につきましては、決算見込みに対する減額でございます。

51ページをお開きください。

13款3項6目地域振興基金費615万1,000円の増額につきましては、将来のまちづくりにおける財政需要に備えるため、地域振興基金へ積み立てを行うものでございます。

13款3項9目次世代教育環境整備基金費1億2万6,000円の増額につきましては、新設中学校建設事業の財源を確保するため、積み立てを行うものでございます。

以上が、議案第67号、平成27年度一般会計補正予算（第8号）の主なものでございます。

また、議案第68号から第72号までは、各特別会計の平成27年度補正予算でございます。各会計とも決算見込みによるものが主な内容となっております。詳細につきましては省略させていただきます。

次に、議案第73号、専決処分の承認を求めることについて（その12）、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

別冊となっております平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算書（第1号）をごらんください。

まず、1ページでございますが、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,478万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億4,854万2,000円といたすものでございます。

今回の補正の主な内容は、平成27年度国民健康保険事業特別会計の決算見込みにおける歳入不足を補填するため、前年度繰上充用金を計上するものでございます。

9ページをお開きください。

歳入につきましては、11款3項7目歳入欠かん補填収入を追加するもので、補正額は4,479万円でございます。

10ページをお開きください。

歳出につきましては、10款4項1目前年度繰上充用金を追加するもので、4,478万9,000円を補正いたします。

前年度繰り上げ充用とは、会計年度経過後に至って、歳入が歳出に不足するとき、翌年度の歳入を繰り上げて、これを充てることをいいます。

繰り上げ充用の実施に至った背景でございますが、平成27年度の決算見込みにおいて、歳出の保険給付費が入院手術等の影響を受け増額となる一方で、歳入である保険税や国庫支出金が減額見込みとなり、一般会計からの法定外の繰り出しを実施しても、なお歳入が不足することが見込まれるため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度歳入の繰り上げ充用を実施するものでございます。

また、専決処分の実施に至った背景でございますが、繰り上げ充用における事務処理を平成27年度の出納閉鎖日である5月31日までに済ませる必要があり、それまでの間の時間的余裕がないと判断させていただいたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上が、議案第73号、専決処분을求めることについて（その12）、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

次に、議案第76号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。別冊の予算書をごらんください。

まず、1ページでございますが、平成28年度一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ6,352万円を追加し、歳入歳出それぞれ85億2,352万円といたすものでございます。

今回の補正の主なものとして、農村地域防災減災事業に1,100万円、予備費の追加といたしまして1,200万円、そのほか行政運営における緊急性の高い必要経費について、追加計上を行っております。

2ページをお開きください。

2ページからの第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入につきましては県支出金や繰入金などが主なものとなります。

4ページをお開きください。

16款県支出金は、農林水産業費県補助金などを増額するもので、1,194万5,000円の増額となり、補正後の額は8億8,019万5,000円でございます。

19款繰入金は、財政調整基金やふるさと応援基金、わらべの館図書室運営基金を増額するもので、5,099万8,000円の増額となっており、補正後の額は6億6,785万5,000円でございます。

6ページをお開きください。

6ページからの歳出につきましては、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費、予備費などが主なものとなっております。

4款衛生費は、給水施設整備事業費を増額するもので、514万2,000円を増額し、補正後の額は7億4,612万2,000円でございます。

7ページをごらんください。

6款農林水産業費は、農地費を増額するもので、1,100万円を増額し、補正後の額は7億4,872万5,000円でございます。

7款商工費は、観光費を増額するもので、655万5,000円を増額し、補正後の額は2億3,747万3,000円でございます。

10款教育費は、8ページでございます社会教育費の増額などが主な内容となっており、2,268万7,000円を増額し、補正後の額は13億3,525万円でございます。

14款予備費は、熊本地震応急対応経費等に充用を行ったことと、梅雨、台風シーズンなどを控え、今後の自然災害などに対応するための費用を確保するため、増額するものでございます。補正額は1,200万円、補正後の額は3,200万円でございます。

9ページをごらんください。

第2表債務負担行為につきましては、玖珠町農業振興地域整備計画策定業務の期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

予算書の13ページをお開きください。

歳入では、県支出金や繰入金などが主なものでございます。

16款2項5目農林水産業費県補助金1,100万円の増額は、農村地域防災減災事業補助金の計上によ

りまして増額するものでございます。

19款1項1目繰入金5,099万8,000円の増額は、財政調整基金やふるさと応援基金、わらべの館図書室運営基金を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、16ページをお開きください。

歳出につきましては、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費、予備費などが主なものでございます。

4款1項4目給水施設整備事業費514万2,000円の増額は、飲料水給水施設整備補助金を増額するものでございます。

6款1項5目農地費1,100万円の増額は、農村地域防災減災事業の農道点検委託料を計上するものでございます。

7款1項3目観光費655万5,000円の増額は、森まちなみ情報発信施設の工事費や清水瀑園木橋かけかえ工事費などが主なものでございます。森まちなみ情報発信施設の工事につきましては、ふるさと納税によるふるさと応援基金を活用して事業を実施します。ふるさとの原風景の維持、環境・景観の保全、文化の継承を目的とした基金の一部を財源として充当するものでございます。事業完了後は、施設の完成写真や本町通りの風景写真等をホームページに掲載するなどして、ふるさと納税に協力していただいた皆様への御報告をしたいと考えております。

18ページをお開きください。

10款5項4目文化財保護費721万2,000円の増額は、鬼塚古墳の復旧工事費や旧久留島庭園災害復旧費の助成金などが主なものでございます。

10款5項7目わらべの館費1,469万5,000円の増額は、特防（わらべの館図書室運営基金）事業に係る図書システムの更新費用を追加するものでございます。

20ページをお開きください。

14款1項1目予備費1,200万円の増額は、熊本地震応急対応経費等に充用を行ったことと、今後の自然災害に対応するための費用を確保するため増額するものでございます。

予備費の充用状況でございますが、現在までのところ、伐株山の亀裂応急処置と緊急調査費に409万2,000円、町道安全調査と復旧工事、車両借り上げに676万6,000円、自治公民館災害復旧事業に43万9,000円などを合わせて1,207万円の充用を行っております。予備費の予算残額が800万円を下回っている状況であるため、1,200万円を追加することで、当初予算で計上いたしました2,000万円を確保することになります。

以上が、議案第76号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）の主なものでございます。

最後に、議案第77号、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

まず、1ページでございますが、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億5,008万3,000円とい

たすものでございます。

補正予算（第2号）の内容は、国保制度関係業務準備事業といたしまして、システム改修を実施するものでございます。

予算書の9ページをお開きください。

歳入につきましては、3款2項2目国庫補助金、国保制度関係業務準備事業費補助金154万円が主なものでございます。

10ページをお開きください。

歳出につきましては、1款1項1目、一般管理費154万1,000円を増額しております。

以上が、議案第77号、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

今定例議会に提案いたしましたのは、専決処分案件12件、うち補正予算案件7件、条例の一部改正案件1件、指定管理者制度の指定案件1件、補正予算案件2件、繰越明許費の報告案件1件の計17議案でございます。

また、本定例議会中に、諸事情によりまして、やむを得ず追加議案を提出させていただきたいと考えております。御配慮のほどよろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告と平成28年第2回玖珠町議会定例会に上程させていただく議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞ慎重なる御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（秦 時雄君） 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明を終わります。

#### 日程第6 請願並びに陳情の上程（請願1件、陳情1件）

○議長（秦 時雄君） 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付しておりますとおり、請願1件及び陳情1件が提出されております。これを上程したいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件及び陳情1件は上程することに決定しました。

ここで請願第1号について紹介議員の説明を求めます。

紹介議員6番中川英則君。

○6番（中川英則君） お疲れさまです。

平成28年5月18日、玖珠町議会、議長秦 時雄殿。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書の提出に関する請願書。

紹介議員中川英則。

請願者、大分県玖珠郡玖珠町大字帆足173、玖珠郡教育会館内、大分県教職員組合玖珠支部、執行委員長、佐藤信昭。

玖珠町PTA連合会会長、穴井 太。

ほか、玖珠町小中学校PTA会長一同であります。

内容につきまして、次のページをお開き願いたいと思います。

読み上げて説明を申し上げます。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る議会請願御協力のお願いについてであります。

子どもたちの健全育成と学校教育の充実のために、日々御努力されていることに深く敬意を表します。

さて、日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう「障害」のある子どもたちへの合理的配慮の提供、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校等への対応など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求める役割は拡大しています。また、現行学習指導要領にもとにおいては、授業時数や指導内容が増加しています。これら解決にむけては、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきであるといえます。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。教育の機会均等の観点から見ても、自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子供たちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところです。

つきましては、次の事項の実現について、国の関係機関へ要請書を提出していただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担金制度の国負担割合を2分の1に復元するとともに、制度の拡充を行うこと。

以上の内容であります。各小中学校のPTA会長の署名は、その裏に添付しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上であります。

## 日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（秦 時雄君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長繁田弘司君。

○基地対策特別委員長（繁田弘司君） 基地対策特別委員会報告（閉会中）。

平成28年第1回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件について、その結果を報告いたします。

5月27日、委員8名中6名、執行部全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

1、日出生南部地区自治委員との意見交換会を、5月18日午後7時より、日出生南部地区コミュニティセンターで開催いたしました。

会合の中で、意見、要望が出され、基地対策特別委員会として、地元住民を代表しての意見、要望については、演習場に隣接する自治区ということもあり、特段の配慮をすべきではないかといった意見もあり、その旨を執行部へ伝えました。

意見、要望については、次のとおりです。

①防犯灯の設置について。

②車谷小河内線に変わる道路の新設について。

③防災無線の屋外拡声器の設置。

④イノシシ、鹿の被害対策。

⑤周辺地利用者の福祉バス料金の改善またはバス、タクシー券の制度見直しなど、5点の意見、要望がされました。

2、戦車道沿線地区特別協議会との意見交換会は、農繁期終了後に開催してもらいたいとの要望があり、後日開催することといたします。

3、熊本・西部方面総監部並びに福岡・九州防衛局への要望書、防衛省への要望書の提出は、例年6月並びに7月に実施しておりますが、現在、議会、執行部、関係機関とのスケジュールを調整中です。

委員会としては、演習場周辺並びに基地問題について、執行部とともに、問題解決に向け、努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査をすることに決定いたしました。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

5月18日の意見交換会で、5つの要望があったということでございます。この特別委員会が開かれたときに、執行部全員の出席のもとということでございますが、執行部はこの件につきまして何か意見を述べられましたか。

○議長（秦 時雄君） 繁田基地対策特別委員会委員長。

○基地対策特別委員長（繁田弘司君） 詳細については、一つ一つはまだ詰めておりませんが、議会の要望としては、隣接する日出生台演習場ということもあり、本来なら規約規定どおりにいかない部分も町長の裁量権で特段の配慮をお願いしたいということで、今後この中身については詰めて話し合いをする予定でございます。

○議長（秦 時雄君） 同じく10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

執行部からの意見というのは、特になかったんですか。

○議長（秦 時雄君） 繁田基地対策特別委員会委員長。

○基地対策特別委員長（繁田弘司君） はい。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、中学校統合特別委員会の報告を求めます。

中学校統合特別委員会委員長宿利忠明君。

○中学校統合特別委員長（宿利忠明君） 中学校統合特別委員会報告（閉会中）。

平成28年第1回玖珠町議会定例会において、中学校統合特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、平成28年5月17日、執行部出席のもと、特別委員会を開催しましたので、その結果を報告いたします。

執行部より資料に基づき、次の説明を受けました。

1、経過報告として。

①中学校統合特別委員会の開催状況について。

②新中学校開校推進協議会及び部会の進捗状況について。

2、付議事項として。

①新中学校の進捗状況と今後の予定について。

②中学校統合特別委員会の継続について。

新中学校の進捗状況と今後の予定についての説明があり、主な質疑応答は次のとおりです。

(問) エレベーターの位置が変更になった理由は何か。

(答) 生徒の昇降口を南側校舎の東側に変更したことに伴い、生徒の昇降口の近くに変更したものです。

(問) 男子トイレも全部個室で検討するということがあったが、変更はないか。

(答) その方向で検討しましたが、スペースがとれず一般的な小便器の形になりました。ただ、大便器については、洋式と和式を選べるように配慮しています。

(問) 便器の数は、大・小3個・3個で足りるか。

(答) 森高校が使っていた数と同じで、基本設計の基準もクリアしています。

(問) メディア棟デッキに上がるスロープはないのか。

(答) 各階から直接上がれるので、スロープはありません。

(問) 森中学校を第2グラウンドとして使うことはもうないのか。

(答) 基本的には新中学校のグラウンドで部活の屋外競技は共存してもらう方向で考えています。中体連大会などの前については、スクールバスを使って運動公園や空きグラウンドに行くことを想定していますので、現時点での利用は考えていません。

(問) スクールバスの購入金額が24人乗りと26人乗りでは40万円しか違わないが、同じものを購入したほうがよいのではないか。

(答) 今後、検討していきます。

(問) 当初説明を受けた平成27年1月の見積もり金額からどのように変わったのか。

(答) 大規模改修の概算事業費は、外構、運動場、駐車場などを除き18億2,800万円と説明しております。今回の基本設計金額を当時と同じ項目のみで積算すると19億1,325万円ですので、8,500万円ほどの増になります。これは、校舎の東側に通路を新設したことや中庭に図書館と多目的スペースを設けるなど、施設部会の協議の中で校舎の利便性を高めたことによる増額です。なお、人工芝でのグラウンド整備が不要になったことで、この程度の増におさまったと考えています。

(問) 労務単価や資材費が震災関係やオリンピックで高騰することが考えられるが、どのように捉えているか。

(答) 現時点では震災復興やオリンピック需要が事業費への程度影響するか不明ですが、多くて10%、少なければ3%ほど上昇するのではないかと推測しております。

(問) 県道から進入路については、通学時間帯はかなりの交通量が予想されるが、信号機が必要ではないか。

(答) かなりの交通量と混雑が予想されますので、今後、警察等と協議したいと考えています。

(問) スクールバスが8台ということだが、大型2種8台の運転手は早目に進めたほうがよいのではないか。

(答) 緑陽中学校の状況を見ても運転手の確保が課題だと認識していますので、取り急ぎ協議をしていきたいと考えています。

中学校統合特別委員会の継続について協議をいたしました。その結果、本特別委員会に付託された中学校統合のための調査研究については、新中学校校舎整備が大規模改修と決定され、新中学校名も決まるなど、開校に向かっての推進段階にあることから、中学校統合特別委員会は今報告をもって終了することといたしました。

以上で、中学校統合特別委員会の報告を終わります。

○議長（秦 時雄君） 中学校統合特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

中学校統合特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号から議案第73号までの12議案につきましては、専決処分の承認案件です。議会運営委員長より報告のありましたように、議案の性格上、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第73号までの12議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定をしました。

## 日程第8 質疑・討論・採決

（議案第62号から議案第73号）

○議長（秦 時雄君） 日程第8、これより質疑・討論・採決を行います。

議案集をお出してください。議案集1ページです。

議案第62号、専決処分の承認を求めることについて（その1）、玖珠町税条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

今回の専決処分を行った理由について伺います。

専決処分のうち、10議案を平成28年3月31日に専決をしているんですけども、3月議会の閉会日が3月25日になっていますので、少なくとも3月25日の閉会の時刻までに予測できたのであれば、議案の追加提案がある旨の申し出を行い、会期の延長を行うべきだと考えるんですが、今回の住民の負託を上げる重要な議案を3月議会で上程できなかった理由は何なのか伺います。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 専決を行った理由でございますけれども、4月に入ってから額の確定したものの、支払わなければならないものがございます。これにつきましては、27年度の予算でございますので、5月の末日までに支払い、あるいは収入については完了しなければならないということから、3月議会には額の確定ができず、さらに6月議会では支払いが間に合わないということになりますので、3月31日付の専決をいたしました。

さらにまた、国会の状況などで3月の末になって法律改正などがされたものがございますので、それらにつきましては、3月31日付を4月以降で行わなければ条例の改正が適用できないということでもございましたので、こういう処理をいたしました。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

専決処分というのは、何でも行使ができるわけではなくて、議会が成立しないときであったり、議会を招集するいとまがないときなど、行使できる理由が法律で定められているんですけども、今回の専決処分というのは、どのような法的根拠のもと実施したのか伺います。

○議長（秦 時雄君） 石井税務課長。

○税務課長（石井信彦君） 税条例等の改正につきまして提出しておりますので、この分については私のほうから回答させていただきます。

地方税法等の一部を改正する等の法律案、これが参議院の本会議を通過いたしましたのが3月29日、成立日が3月29日ということにはなりますが、この分をまた上奏いたしまして、公布日が3月31日でございます。

したがって、一般的に法律の成立要件といたしまして、公布を伴いますので、この日以降でないと条例の制定ができないということになりましたので、専決処分とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「今、税の関係は話していたけれども、予算の関係は」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 専決処分につきましては、根拠となる法律が地方自治法の第179条でございます。今回の専決につきましては、この法律に基づいて処分を行ったということでございます。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第62号の質疑を終了します。

次に、議案集14ページです。

議案第63号、専決処分の承認を求めることについて（その2）、玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第63号の質疑を終了します。

次に、議案集16ページです。

議案第64号、専決処分の承認を求めることについて（その3）、玖珠町固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第64号の質疑を終了します。

次に、議案集18ページです。

議案第65号、専決処分の承認を求めることについて（その4）、玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第65号の質疑を終了します。

次に、議案集20ページです。

議案第66号、専決処分の承認を求めることについて（その5）、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第66号の質疑を終了します。

次に、議案集21ページです。

議案第67号、専決処分の承認を求めることについて（その6）、平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

別冊の補正予算書（第8号）をお出してください。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正から、10ページ、第3表地方債補正まで、質疑はありませんか。  
3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

9ページの繰越明許費の補正についてなんですが、この追加の理由というのは何なのかを伺います。

○議長（秦 時雄君） 瀧石社会教育課長兼中央公民館長。

○社会教育課長兼中央公民館長（瀧石裕一君） B & G海洋センターの施設管理費の43万2,000円の件ですが、これは給水ユニットの件で、3月に急遽、損傷が見られまして、その損傷を確認した後、業者のほうにお願いをしたところでございますが、古い関係で、どうしても3月中には入らないということが3月の末になってわかりましたので、繰り越しとさせていただきます。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかにございませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 次に、議案集12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、歳入から、13ページ、歳出最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） ありませんか。

次に、14ページ、歳入、1款町税から、28ページ、22款町債最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

次に、議案集29ページ、歳出、2款総務費から、51ページ、13款町支出金最後まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

議案第67号の質疑を終了します。

次に、議案集22ページです。

議案第68号、専決処分の承認を求めることについて（その7）、平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

別冊の補正予算書（第2号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第68号の質疑を終了します。

次に、議案集23ページです。

議案第69号、専決処分の承認を求めることについて（その8）、平成27年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

別冊の補正予算書（第2号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第69号の質疑を終了します。

次に、議案集24ページです。

議案第70号、専決処分の承認を求めることについて（その9）、平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

別冊の補正予算書（第4号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

議案第70号の質疑を終了します。

次に、議案集25ページです。

議案第71号、専決処分の承認を求めることについて（その10）、平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

別冊の補正予算書（第5号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第71号の質疑を終了します。

次に、議案集26ページです。

議案第72号、専決処分の承認を求めることについて（その11）、平成27年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

別冊の補正予算書（第2号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。

議案第72号の質疑を終了します。

次に、議案集27ページです。

議案第73号、専決処分の承認を求めることについて（その12）、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊の補正予算書（第1号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

議案第73号の質疑を終了します。

これより討論に入ります。

議案第62号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第63号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第64号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第65号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第66号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第67号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第68号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第69号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第70号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第71号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第72号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第73号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第62号から議案第65号の4議案は、条例の一部改正の専決処分の承認を求める議案であります。別に反対する意見もありませんでしたので、これを一括して採決をいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (秦 時雄君) 異議なしと認めます。

議案第62号から議案第65号までの4議案について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第62号から議案第65号までの4議案は、承認することに決しました。

次に、議案第66号、専決処分の承認を求めることについて（その5）、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第66号は、承認することに決しました。

お諮りします。

議案第67号から議案第72号の6議案は、平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算の専決処分の承認を求める議案であります。別に反対する意見もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

議案第67号から議案第72号までの6議案について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第67号から議案第72号までの6議案は、承認することに決しました。

次に、議案第73号、専決処分の承認を求めることについて（その12）、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第73号は、承認することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

あす4日から6日までの3日間は議案考察のため休会とし、7日は議案質疑といたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす4日から6日までの3日間は議案考察のため休会とし、7日は議案質疑とすることに決定いたしました。

本日は、これにて散会します。

御協力ありがとうございました。

午前11時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月3日

玖珠町議会議長 秦 時 雄

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 宿 利 忠 明